

公益社団法人秋田県獣医師会入会金・会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会(以下「本会」という)定款第2章第7条の規程に基づき、本会の入会金並びに会費に関する必要な事項を定めることとする。

(入会金・会費の使途)

第2条 入会金並びに会費の30%以上は、公益目的事業の活動支出にあてるものとする。

(入会金の額)

第3条 入会金の額は、次のとおり定めるものとする。

正会員 金10,000円

賛助会員 個人 金10,000円

団体 金20,000円

(入会金の納入方法)

第4条 本会への入会申込時に前条に定められた金額を支部を経由して本会に納入するものとする。

(会費)

第5条 会費は、一般会費と特別会費とする。

(年会費の額)

第6条 前条に定める一般会費の額は、次のとおり定めるものとする。

正会員 金14,000円

賛助会員 個人 金14,000円

団体 金20,000円

2 事業年度末で満年齢80歳以上の正会員の一般会費を免除するものとする。

(年会費の特例)

第7条 年度途中で入会する会員の一般会費の額は次のとおりとする。

(1) 本年4月から10月入会会員 納入する一般会費と同額

(2) 11月から翌年3月入会会員 納入する一般会費の半額

(一般会費の納入方法)

第8条 会員は毎事業年度の7月末日まで支部を経由して本会に一般会費全額を納入するものとする。

(特別会費)

第9条 特別会費とは、本会が行う狂犬病予防注射事業に参画する会員が負担する会費を言う。

(特別会費の額)

第10条 前条で定める特別会費の額は、狂犬病予防注射1頭当たり400円とする。

(特別会費の納入方法)

第11条 会員は、予防注射月の翌月末までに、支部を経由して本会に特別会費を納入するものとする。

(入会金・会費の返還)

第12条 本会は、定款第12条に基づき、納入の入会金・会費は返還しないものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

附則

この規程は公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は平成25年6月21日から施行する。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。